

【 新型コロナウイルス 】令和3年9月7日（火）保健福祉委員会

一 新型コロナウイルス感染症対策について

（一） ワクチン供給について

国は、10月上旬までに12歳以上人口の概ね8割が2回接種できる量のワクチンを各都道府県に配分する方針を示しているところであり、新聞報道によると、9月20日から26日に国から追加供給される6万7千回分のワクチンについて、道は、接種対象人口に比べ供給が少ない函館など11市町に配分することとしているが、各自治体に対するワクチン供給の現状と今後の対応について、所見を伺う。

（答弁：感染症対策局次長 黒須成弘）

- ・道では、国から示された配分方針等を踏まえ、ワクチン供給量や職域接種の見通し等を勘案し、各市町村における接種計画に配慮し、対象人口の概ね8割程度以上が接種できる量を配分するよう調整を行い、各市町村の希望も踏まえ、10月上旬までの配分予定をお示ししたところ。
- ・今後も各市町村における接種の進捗状況を把握するとともに、ワクチン融通も積極的に行いながら、接種がさらに促進するよう努めてまいります。

(二) 市町村間のワクチン融通について

道内においても、一般向け接種が進捗し、とりわけ、小規模な市町村においては希望する方への接種が完了したところも出てきているものと承知しています。

こうした中、ワクチンの余剰が生じることもあり得ると考えますが、在庫を抱えたまま使用期限がきてしまい、貴重なワクチンを廃棄せざるを得なくなる状況は避けなくてはならないと考えます。

道では、7月から、ワクチンの供給率が高い市町村から、ワクチンを必要とする市町村への市町村間融通に積極的に関与し、調整を実施していると承知していますが、振興局の枠を超えて、全道域でのより広域的な融通についても、積極的に進めて行くべきと考えますが、ワクチン融通のこれまでの実績と今後の対応について伺います。

(答弁：感染症対策課参事 山谷智彦)

- ・道では、各振興局管内での融通はもとより、必要に応じ、管内を超えた広域的な融通も適宜、実施。
- ・8月末時点で、20市町村から12市町村へ、合計11,784回分(10箱)のワクチンを融通することとしている。
- ・今後、ワクチン接種が進み、接種が完了する市町村も増えていくことから、道としては、引き続き、柔軟に対応する

こととし、広域的な調整も含めた、ワクチン融通を適時・適切に推進するなど、接種促進を支援し、希望する方に一日も早くワクチンを接種いただけるようより一層、積極的に取組んでまいります。

(三) モデルナ社製ワクチンについて

8月26日までに、東京都と埼玉、茨城、愛知、岐阜の各県にある8カ所の接種会場において、モデルナ社製ワクチンに異物が混入していることが発見されました。

異物の混入が確認されたワクチンの製造番号は、3ロットに及んでおり、合計で163万回分の使用を見合わせるようになっておりますが、このワクチンは道内には供給されておらず、本道の接種体制には大きな影響がなかったものと承知しています。

一方、8月31日に神奈川県においても、モデルナ社製ワクチンに異物の混入が確認されており、これと同じ製造番号のワクチンが道内にも納入されたと聞いています。

私の地元帯広市においても、心配する声があるので、現在、確認されている状況と今後の対応について伺う。

(答弁：感染予防対策担当課長 吉田亮輔)

- ・東京都ほか4県の接種会場における異物混入は、道内に同じロットの製品は供給されていないことが判明、製造過程において、ステンレススチールの粒子が混入したものと確認。
- ・注射部位で炎症を起こすなどの健康被害が想定されるため、製造メーカー等が自主回収を行ったものと承知。
- ・神奈川県が公表した事例に関しては、道内にも、同じロットの製品の供給が確認、国から、製造過程におけるゴム栓の破片が混入した可能性が高く、同一ロットの他のバイアルにおいて、有効性と安全性には問題がないため、接種を控える必要はないとする見解。
- ・道としては、ワクチンの安全性はもとより、信頼性も欠かせないものと考えていることから、今後も、使用前に、変色や遺物の混入などの有無を十分に確認するよう周知徹底を図るなどし、より一層、安全な接種が進められるよう努めてまいる。

(四) 自宅療養者の健康観察について

道では、自宅療養者に対して健康観察を行い、必要に応じて在宅医療や入院医

療に繋げるものと承知しておりますが、感染者の拡大により、自宅療養者の人数も増加している中、各保健所で療養される方々の状況を適確に把握し、必要な医療を提供するため、どのように対応しているのか伺います。

(答弁：感染症対策課地域支援担当課長 松田彰仁)

- ・健康観察を適確に行い、状態の悪化等を早期に探知し、必要な医療に繋げることが極めて重要。
- ・道では、自宅療養者の健康観察に当たって、療養者の症状や重症化のリスク因子により分類、ハイリスク者については、保健師や看護師が、1日に複数回健康観察を行い、所内カンファレンスで検討の上、医療が必要と判断された方を早期に必要な医療に繋げているほか、無症状者など低リスクの患者にも、健康観察を行い、状況に応じ、必要な対応を行っている。
- ・道としては、保健所間の情報共有や研修を実施し、保健所職員の対応力の向上を図るなどして、引き続き、患者の方々が安心して自宅で療養できるよう、支援体制の充実に努める。

(五) 医療提供体制について

現在、新型コロナウイルス感染症の治療法の一つである、抗体カクテル療法が話題となっております。

重症化リスクのある軽症患者へ早めに投与することで、重症化予防になると言われており、病床ひっ迫の軽減にも繋がるものと期待されるものでありますが、道における対応状況等について伺います。

(答弁：感染症対策局医療体制担当局長 畑島久雄)

- ・ 新型コロナの治療薬の一つとして、令和 3 年 7 月に国の特例承認を受けた中和抗体薬については、発症から時間の経っていない軽症患者の重症化を抑制する効果があるとされ、重症化リスクの高い軽症患者へ迅速に投与されることで、治療効果が期待される。
- ・ 道では、この治療法を必要とされる方が、その投与を受けられるよう、国は実施している医療機関への事前配布も活用しながら、全道各地域で実施できるよう、調整・協力。
- ・ 9 月 1 日より札幌市が運営を再開した、第 1 入院待機ステーションにおいても、その投与を実施。
- ・ 道が札幌市内に設置する宿泊療養施設においても、9 月 10 日から臨時医療施設として、新たに中和抗体薬治療を開始。